

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	佐賀県教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 1 月 31 日現在）

	モデルスクール名	児童数	教職員数
1	佐賀市立本庄小学校	485 名	28 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

- ・ 佐賀市立本庄小学校は、佐賀大学文化教育学部の代用附属校で、毎年 70 名ほどの教育実習生を受け入れている学校である。また、年に 1 度行われる研究発表会には、全国各地から教員が 500 名ほど参加する研究校でもある。特別支援教育についても、佐賀大学文化教育学部と連携し、大学教授等から指導・助言を受けながら研究を進めている。
- ・ モデルスクールには、障害のある児童が在籍しており、一人一人の障害の状態や教育的ニーズなどを十分に把握し、適切な「合理的配慮」を検討する必要がある。
- ・ 近隣に佐賀大学医学部附属病院や県立の療育支援センター、また、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由をそれぞれ対象とした県立特別支援学校があることから、連携協力関係を構築しやすい。
- ・ また、佐賀市教育委員会内に、就学相談・支援を所管する課とは別に、子育て支援や幼稚園・保育所を所管する課があり、就学前の早期からの支援に係る情報が得られやすい環境にある。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- ・ 県教育委員会では、外部有識者、モデルスクール教員、合理的配慮協力員、特別支援学校教員、佐賀市教育委員会指導主事、教育事務所等からなる関係者会議を設置し、佐賀市教育委員会及びモデルスクールの取組状況の把握、指導・助言、成果の検証等を行った。
- ・ 佐賀市教育委員会は、機会を見つけてモデルスクールを訪問し、対象児との関わりを密にとり、本事業が円滑に実施できるように取り組んできた。

- ・ モデルスクールが専門的な見地に立った指導や助言を必要なときに得られるように、佐賀市の嘱託職員として合理的配慮協力員を雇用した。また、県立特別支援学校の巡回相談員や県の発達障害者支援センター等からの専門家を派遣できるように環境整備を行った。
- ・ 体温調整を苦手とする児童もいることから教室の一角に小部屋を設け、その部屋にエアコンを設置することで、児童の環境調整を行えるようにするとともに、気持ちを切り替える場として使用するようにした。
- ・ モデルスクールが年に一度、対外的な研究発表会を行っていることから、公開授業だけでなく、合理的配慮に係る取組について発表することで成果の普及を図り、地域の学校でも合理的配慮の取組を推進していくことができるように配慮した。

【モデルスクールとして行った取組】

(1) 校内体制の検討

- ・ 特別支援学級担任の2名を特別支援教育コーディネーターとして指名し、校内の推進役を担った。
- ・ 特別支援教育コーディネーターと合理的配慮協力員が連携し、校内及び校外の相談窓口となり、校内における合理的配慮の推進及び佐賀大学や佐賀大学附属特別支援学校、県の事業である特別支援学校の巡回相談員並びに専門家の派遣等を活用できるように連絡・調整した。
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究員とも連携し、適宜、指導・助言を受けた。

(2) 個別の教育支援計画等の活用方策

- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画について、保護者の意向や特別支援学校の教職員の助言等を踏まえ作成した。教職員の誰もが特別な支援を必要とする児童を、タイミングよく、適切にサポートできるよう、情報の共有化を図った。

(3) 当該児童生徒等や保護者との合意形成のプロセス

- ・ 対象児の支援の方法について、保護者と合意形成を行うために、佐賀市教育委員会とともに保護者との話し合いの場を設定した。保護者の願いを踏まえながら、密に情報交換し、学校と家庭との間での支援方法が異なることがないよう、効果的かつ一貫した支援ができるように努めた。

(4) 関係機関との連携方策

- ・ 運営協議会の実施（年間2回：7月・3月）
佐賀市教育委員会、モデルスクール管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、合理的配慮協力員、対象児童保護者等からなる運営協議会を

設置し、対象児童の実態把握や合理的配慮に関する評価等を行った。

- ・ 連携検討委員会の実施（年間４回：７月・１２月・１月・３月）

外部有識者、福祉関係機関、佐賀市教育委員会、特別支援学校教員、中学校関係者、対象児童保護者、モデルスクール管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、学年担任、合理的配慮協力員、対象児童保護者等からなる連携検討委員会を設置し、対象児の実態把握、専門家による指導・助言等を行った。

- ・ 校内検討委員会の実施（年間５回：１１月・１２月・１月・２月・３月）

大学教官、モデルスクール管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、合理的配慮協力員、特別支援教育支援員等からなる校内検討委員会を実施し、対象児の実態把握、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の検討、合理的配慮の検討並びに合理的配慮の評価を行った。

- ・ 職員研修の実施（年間２回：８月・２月）

校内研修として、インクルーシブ教育について年間２回の研修を実施した。そのうち１回は、外部講師招聘による研修会を行った。

そのほか、特別支援学級担任が特別支援学校において体験研修を実施し、専門性の向上を図った。

３．成果及び課題

（１）成果

- ・ 校内体制として、特別支援教育コーディネーターを２名指名し、合理的配慮協力員と連携を図ったことにより、校内及び校外の連絡・調整が円滑にできた。
- ・ 合理的配慮への取組を通して、対象児の学習への取り組み方などに変容が見られ、効果的な支援による児童の成長を確認することができ、関わった教員にとっても大きな自信につながった。

（２）課題

- ・ モデルスクールでは、運営協議会及び連携検討委員会を設置し、合理的配慮の内容について、佐賀市教育委員会及びモデルスクールと保護者の合意形成を図ってきたが、意見が一致をしない場合もあった。解決を図っていくための場及びプロセスについての検討が必要である。
- ・ 平成２４年７月２３日に出された中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、合理的配慮は、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されているが、周知が不十分なところがある。この点についても合理的配慮の検討の際には、十分に理解を図っていくことが必要である。